

令和元年度 第2回定期監査（令和元年11月29日報告） 【指摘事項】

対象部局：財務部、文化スポーツ部、生活環境部、農業委員会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 3 R推進課	<p><b>1 支出事務について</b>  <b>(1) 賃金支出事務</b>  <b>臨時職員の賃金支出に誤りがあった。</b>                      支出権者は、郡山市財務規則第55条第1項の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、年次有給休暇の確認を誤って臨時職員出勤調書を作成し、賃金を誤支給しているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p>臨時職員の賃金の支給誤りにつきましては、不足分の支給処理をいたしました。                      令和2年度から、臨時職員は会計年度任用職員に移行しており、制度移行に合わせ、勤怠については紙の出勤簿での管理からシステムでの管理に変更し、事務ミス防止に努めております。</p> <p>令和2年6月30日措置通知 市長</p>
2 公有資産 マネジメント課 契約課 富久山クリンセンター 河内クリンセンター	<p><b>2 契約事務について</b>  <b>(1) 入札事務</b>  <b>入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあつた。</b>                      一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令第167条の7第1項（同施行令第167条の13で準用する場合を含む）の規定に基づき、入札に参加しようとする者に入札保証金を納めさせなければならない。併せて入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第27条第2項で準用する同規則第8条第2項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p><b>(公有資産マネジメント課)</b>                      指摘のあった点については、課内で指摘内容の情報共有を図るとともに、執行の書類を作成する際に契約事務チェックシートを作成し、複数人で書類への記載・添付漏れ等が無いことを確認することといたしました。現在は根拠法令に基づき、適正な事務処理に努めております。</p> <p><b>(契約課)</b>                      入札執行伺において免除する根拠法令及び条項を明示することにより免除事由を明らかにし、指摘以降の契約事務は適正に処理しております。</p> <p><b>(富久山クリンセンター)</b>                      現在は契約規則に基づき、入札保証金を免除する際は、免除事由を明らかにした書類を作成し、誤りがないよう適正な事務の執行に努めております。</p> <p><b>(河内クリンセンター)</b>                      現在は契約規則に基づき、入札保証金を免除する際は、免除事由を明らかにした書類を作成し、誤りがないよう適正な事務の執行に努めております。</p> <p>令和2年6月30日措置通知 市長</p>
3 総合体育館	<p><b>(2) 契約締結事務</b>  <b>ア 1件の業務を分割し、随意契約をしているものがあつた。</b>                      修繕業務について、随意契約によることができる予定価格の限度額は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び郡山市契約規則第39条第7号の規定に基づき、50万円であるが、1件の業務を50万円未満に分割し、随意契約をしているものがあつた。</p>	措置 (完了)	<p>現在は、修繕を要する事由が発生した場合は、同一施設内において経年劣化等他の設備状況も必ず精査するとともに、チェックリストを作成し契約規則を遵守した適正な契約事務の執行に努めております。</p> <p>令和2年6月30日措置通知 市長</p>

令和元年度 第2回定期監査（令和元年11月29日報告） 【指摘事項】

対象部局：財務部、文化スポーツ部、生活環境部、農業委員会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
<p>4</p> <p>公有資産 マネジメント課 契約課 文化振興課 総合体育館 3R推進課 河内クリンセンター</p>	<p>イ 契約保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。                      契約を締結するときは、地方自治法施行令第167条の16第1項の規定に基づき、契約を締結する者に契約保証金を納めさせなければならない、契約保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第8条第2項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成せず免除しているものがあった。</p>	<p>措置 (完了)</p>	<p><b>(公有資産マネジメント課)</b>                      指摘のあった点については、課内で指摘内容の情報共有を図るとともに、契約事務チェックシートを作成し、複数人で書類への記載・添付漏れ等が無いことを確認することといたしました。現在は根拠法令に基づき、適正な事務執行に努めております。</p> <p><b>(契約課)</b>                      契約締結の起案において免除する根拠法令及び条項を明示することにより免除事由を明らかにし、指摘以降の契約事務は適正に処理しております。</p> <p><b>(文化振興課)</b>                      契約保証金の免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった件につきましては、現在は、契約規則に基づき、契約保証金を免除する際は遺漏なきよう免除事由を明らかにした書類を作成することは元より、適正な契約締結事務の執行に努めております。</p> <p><b>(総合体育館)</b>                      現在は契約規則に基づき、契約保証金を免除する際は遺漏なきよう免除事由を明らかにした書類を作成し、適正な事務の執行に努めております。</p> <p><b>(3R推進課)</b>                      現在は契約規則に基づき、契約保証金を免除する際は、免除事由を明らかにした書類を作成し、誤りがないよう適正な事務の執行に努めております。</p> <p><b>(河内クリンセンター)</b>                      現在は契約規則に基づき、契約保証金を免除する際は、免除事由を明らかにした書類を作成し、誤りがないよう適正な事務の執行に努めております。</p> <p>令和2年6月30日措置通知 市長</p>
<p>5</p> <p>東山霊園 管理事務所</p>	<p>2 契約事務について                      (2) 契約締結事務                      ウ 契約書に必要な書類が添付されていないものがあった。                      契約権者は、契約を締結すべき相手方が決定したときは、速やかに契約書を作成しなければならない、その契約書には郡山市契約規則第3条第2項の規定により、関係書類を添えたものでなければならないが、必要な書類が添付されていない契約書により契約を締結しているものがあった。</p>	<p>措置 (完了)</p>	<p>必要な書類の未添付による契約締結につきましては、契約書作成の過程において、契約内容及び添付書類の有無について、確認が不十分であったため、契約書に添付すべき仕様書の添付が漏れました。                      漏れていた仕様書につきましては、契約書に添付するとともに、今回の指摘内容を所内で周知及び情報を共有し、他の締結事務全て添付漏れがないことを確認いたしました。                      指摘以降は、市契約規則に基づき、適正な事務執行に努めております。</p> <p>令和2年8月25日措置通知 市長</p>